国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年　6月　1日
東北地方整備局

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について
～平成29年度活動結果と平成30年度活動方針～

東北地方整備局では、平成19年4月以降、「建設業法令遵守推進本部（本部長：東北地方整備局長　津田修一）を設置し、建設業者や一般の方から寄せられる違反情報を基に立入検査を実施するなど、建設業における法令遵守の徹底を強化しているところです。

今般、平成29年度の活動結果をとりまとめ、平成30年度の活動方針を決定しましたのでお知らせします。

平成30年度は社会保険加入推進及び書面契約の周知徹底に重点的に取り組みます。

平成29年度の活動結果（詳細は【別紙1】）

1.通報・相談件数	177件（143件）
2.立入検査実施件数	84社（ 89社）
うち社会保険未加入対策に特化した立入検査件数	38社（ 35社）
3.監督処分・勧告件数	
・営業停止	0社（ 2社）
・指示	0社（ 2社）
・勧告	3社（ 4社）

※（ ）は前年度の数値

平成30年度の活動方針（詳細は【別紙2】）

重点的な取組

〇社会保険加入対策の推進

法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況、法定福利費を尊重した契約締結及び支払いがなされているか等の状況について、加入推進の周知徹底に努めます。

〇書面契約の周知徹底

元請・下請間の請負代金不払いに関する通報・相談が多く、その要因の殆どが書面による契約締結が行われていない実態が多々見受けられることから、立入検査や講習会等の機会を活用し、指導及び周知徹底に努めます【別紙3参照】。

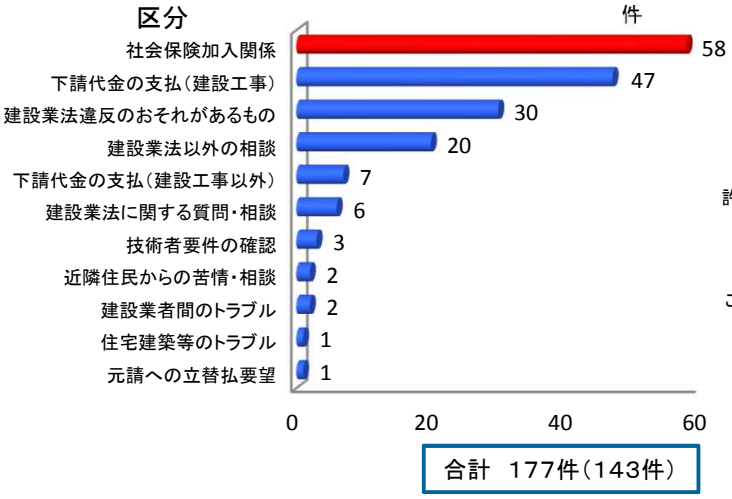
＜発表記者会　：　宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局　電話：022－225－2171（代表）
建設業法令遵守推進本部　（建政部　建設産業課内）
室　長　　鈴木　浩人（すずき　ひろと）（内線6119）
齋藤　和夫（さいとう　かずお）（内線6142）

【別紙1】

平成29年度の活動結果

受付した通報・相談内容の件数



合計　177件（143件）

※【通報・相談手段の内訳】
- 駆け込みホットライン・代表電話　90件（112件）
- 建設業フォローアップ相談ダイヤル　60件（ 14件）
- 上記以外（来庁、手紙、メール、FAX）　27件（ 17件）

立入検査の実施状況



合計　84社（89社）

※下請取引等実態調査とは、国土交通本省において実施しているもので、本調査の結果、指導があった業者に立入検査を実施した

監督処分・勧告件数

・営業停止・・・0社
・指　　示・・・0社
・勧　　告・・・3社
（法定支払期限不適切・・・・2社）
（変更契約書面の未交付・・1社）

法定福利費の適正な確保、休日の確保に関する調査の実施

平成29年12月1日現在、東北地方整備局管内に主たる営業所（本社等）のある、大臣許可業者に調査を実施。

※回答結果は【別紙4】のとおり。

建設業取引適正化推進月間における活動

建設業法令遵守等講習会の実施

＜説明内容＞
- 建設業法に基づく適正な施工体制と元下関係
- 工事事故の発生状況
- 建設工事標準下請契約約款について
- 建設産業における生産システム合理化指針
- 建設業法令遵守ガイドライン
- 社会保険加入対策の推進

※6県合計　1，031名の出席

県との共同立入検査の実施

県知事許可業者10社について、各県建設業担当部局担当者との立入検査を実施した

建設工事における労働災害防止に関する説明会の実施

宮城県建設産業会館において、宮城労働局との共催による開催
※163名の出席

【別紙2】

平成30年度の活動方針

社会保険加入対策の推進

重点

法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況、法定福利費を尊重した契約締結及び支払いがなされているか等の状況について、加入推進の周知徹底に努めます。

また、本取組みの一層の推進及び更なる加入促進のため、**関係機関と連携し地域会議の開催に向けた取り組みを行います**。

書面契約の周知徹底

重点

元請・下請間の請負代金不払いに関する相談が多い現状であり、その要因の殆どが適切な書面契約がなされていないことであることから，立入検査や講習会等の場を活用し、指導及び周知徹底に努めます【別紙3参照】。

立入検査の実施

主な検査対象業者	検査における重点的な取り組み
・下請取引等実態調査で指導があった業者 ・過去に勧告・監督処分を行った業者 ・建設業許可や経営事項審査において疑義がある業者 ・通報等によって法令違反の疑義がある業者　など	・標準見積書の活用状況、法定福利費を尊重した契約締結・支払いの確認 ・書面契約の周知徹底、法定項目記載の指導 ・安全衛生経費の確保に関する調査の実施 ・下請代金支払い期日の適正化

「安全衛生経費の確保に関する調査」の実施

平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行され、安全衛生経費の確保は重要な取組であることから、適切に実施します。

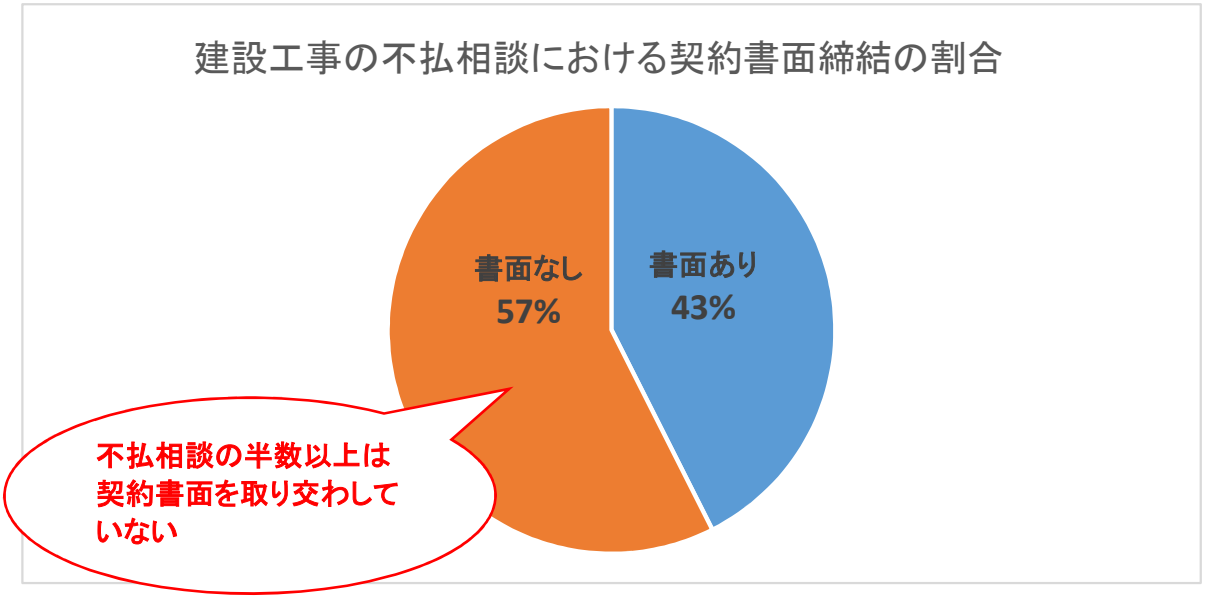
建設業法令遵守ガイドライン等の周知徹底

建設業法令遵守ガイドラインや、告示、通知の発出などによる建設業行政の動向について、立入検査や講習会等の機会を通じて周知徹底に努めます。

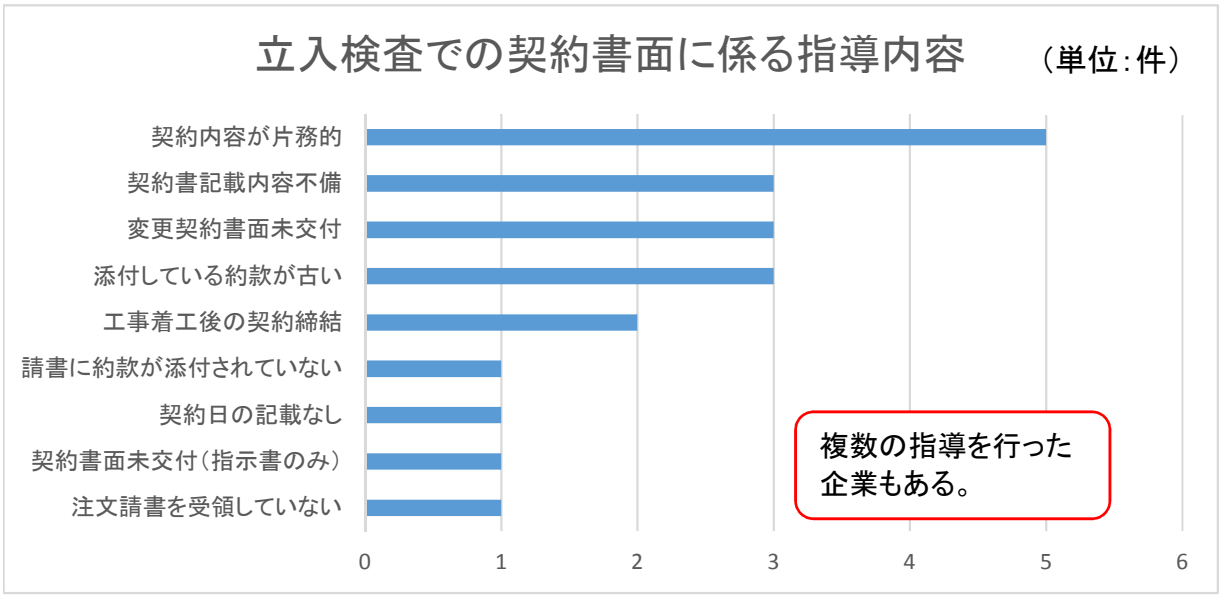
【別紙3】

書面契約の周知徹底について

平成29年度、建設工事における下請代金の不払相談は47件ありました（全相談件数の約25%強）。
47件のうち書面で契約を締結していない割合は以下のとおりです。
書面で契約を締結していない相談者に対しては、建設業法違反であることやトラブルの要因となることを伝え、今後は書面で契約を締結するよう指導しました。



また、立入検査においては16社に対し契約書面に係る指導を行いました。
指導結果は以下のとおりです。



上記現状をふまえ、平成30年度は書面契約の重要性や契約書の法定記載内容を理解いただくため、「書面契約の周知徹底」を重点的な取組とし、立入検査や講習会等の機会を活用した指導及び周知徹底に努めます。

【別紙4 ①】

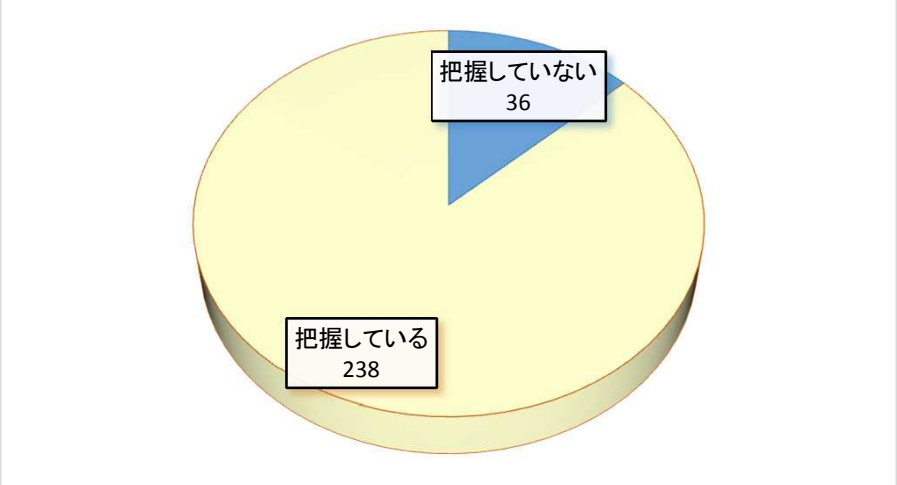
法定福利費の適正な確保、休日の確保に関する調査の実施について

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部では、管内大臣許可業者に対し、法定福利費の適正な確保、休日の確保に関する調査を実施しました。設問及び回答結果は以下のとおりです。

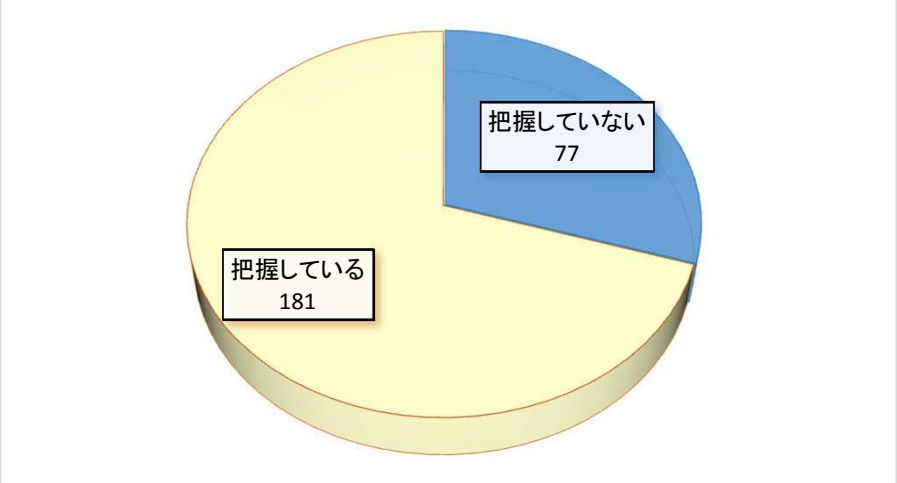
〇東北地方整備局管内大臣許可企業491社（平成29年12月1日現在）に調査票を送付。うち370社から回答（回答率75．4%）。
〇専ら下請の企業は設問Ⅳから回答（元請、下請どちらも該当する場合は全ての設問に回答）。
〇グラフ内の数字は各設問に回答のあった企業数である（設問により無回答の企業もあったことから、各設問毎の回答企業者数にばらつきがある）。

Ⅰ. 社会保険加入状況の把握について

設問1．協力会社（一次下請）の社会保険加入状況の把握はされていますか



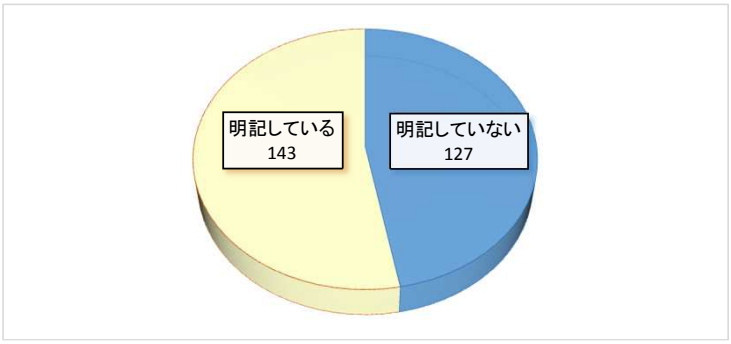
設問2．協力会社（二次下請）の社会保険加入状況の把握はされていますか



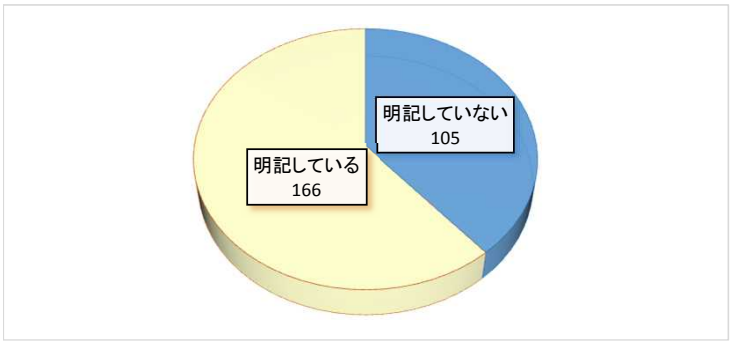
【別紙4 ②】

Ⅱ．一次下請への見積依頼・注文書への記載内容について

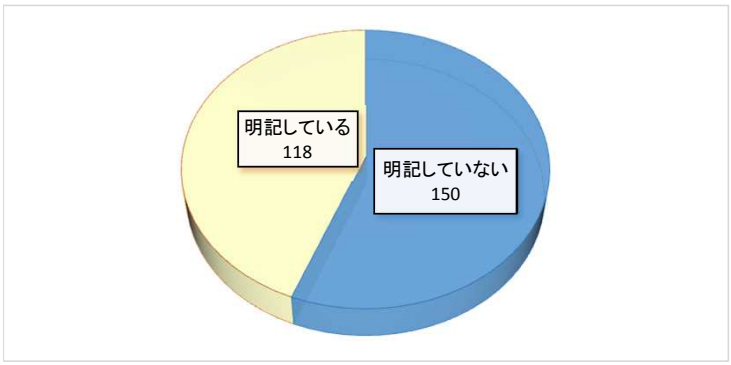
設問1.
　一次下請への見積依頼書に「適用除外を除く社会保険未加入業者と契約しないこと」を明記していますか。



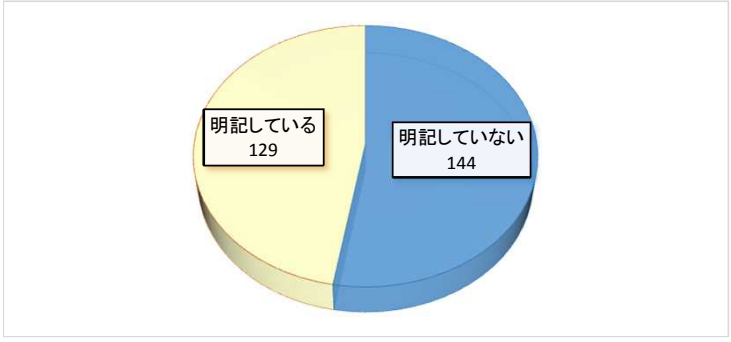
設問2.
　一次下請への見積依頼書に「法定福利費を内訳明示した見積書の提出をすること」を明記していますか。



設問3.
　一次下請への見積依頼書に「二次下請に対し、社会保険等の加入を指導し、また、法定福利費を内訳明示した見積書を提出させ、それを尊重し、法定福利費を適正に確保した契約を締結すること」等を明記していますか。



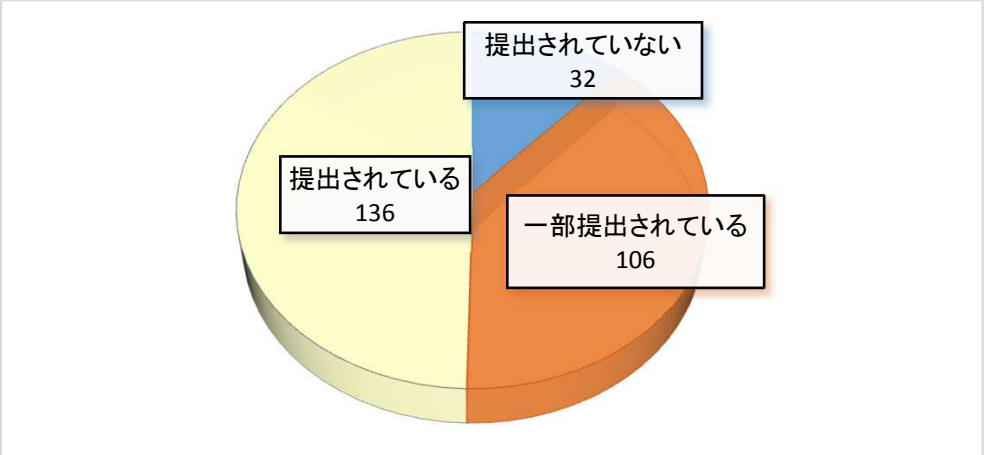
設問4.
　一次下請への注文書に「適用除外を除く社会保険未加入業者と再下請負契約を締結しないこと」等を明記していますか。



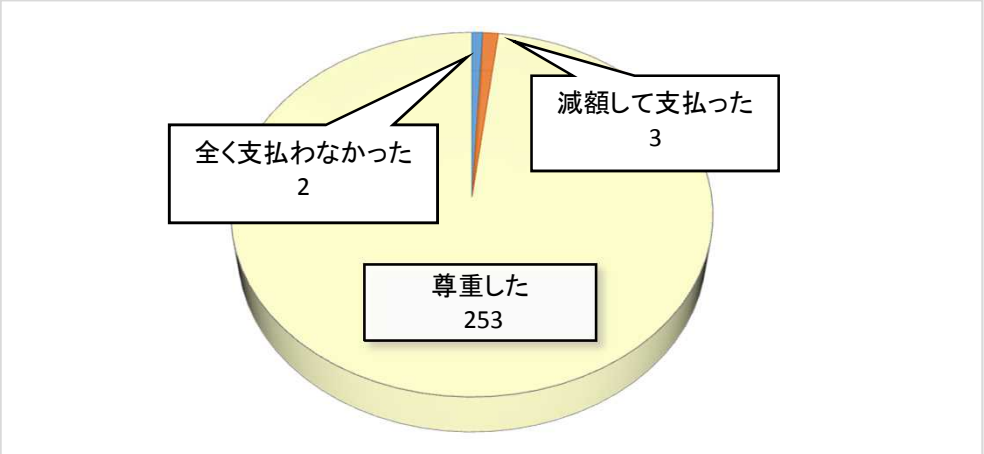
【別紙4 ③】

Ⅲ. 一次下請からの見積書の提出・尊重について

設問1.
一次下請から法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていますか。



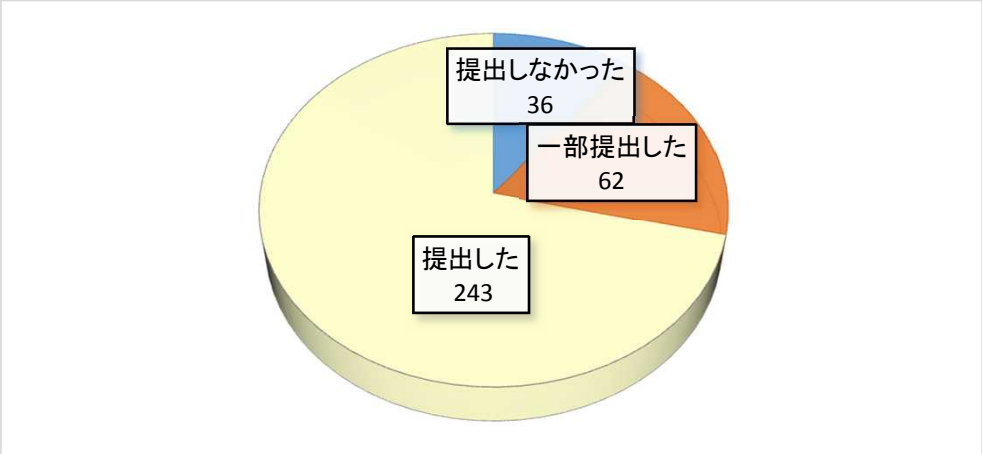
設問2.
設問1で1次下請から提出された見積書を尊重しましたか。



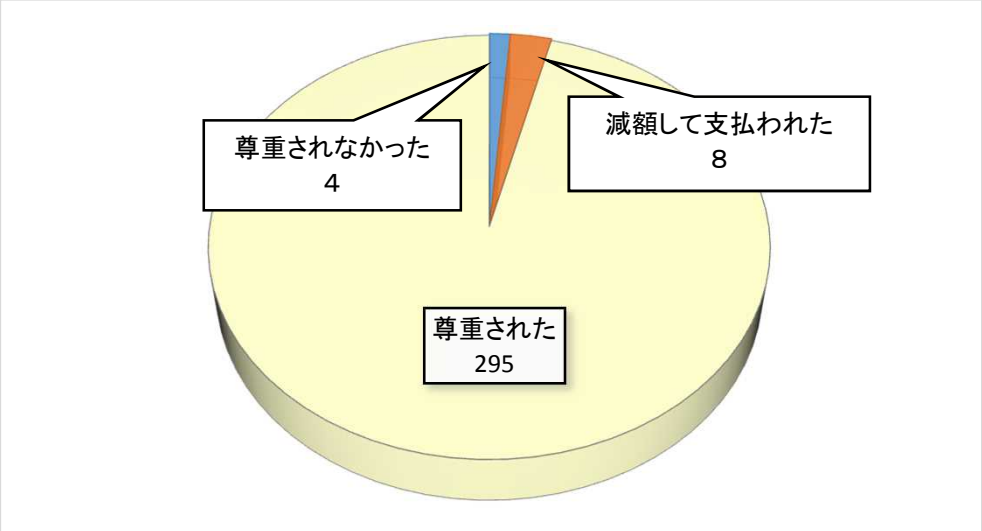
【別紙4 ④】

Ⅳ. 元請（又は直上の下請）への見積書の提出・尊重について

設問1.
元請（又は直上の下請）に対し法定福利費を内訳明示した見積書を提出しましたか。



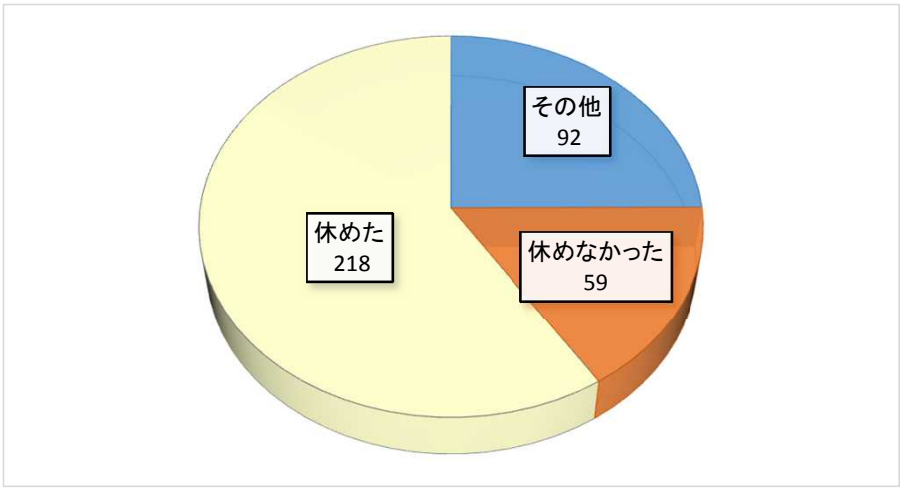
設問2.
元請（又は直上の下請）に見積書を提出した結果、法定福利費は尊重されましたか。



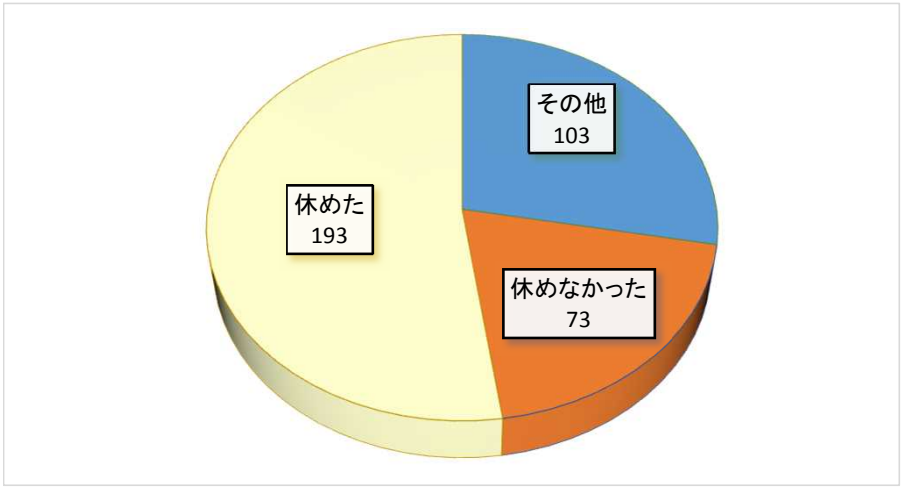
【別紙4 ⑤】

Ⅴ. 休日の確保について

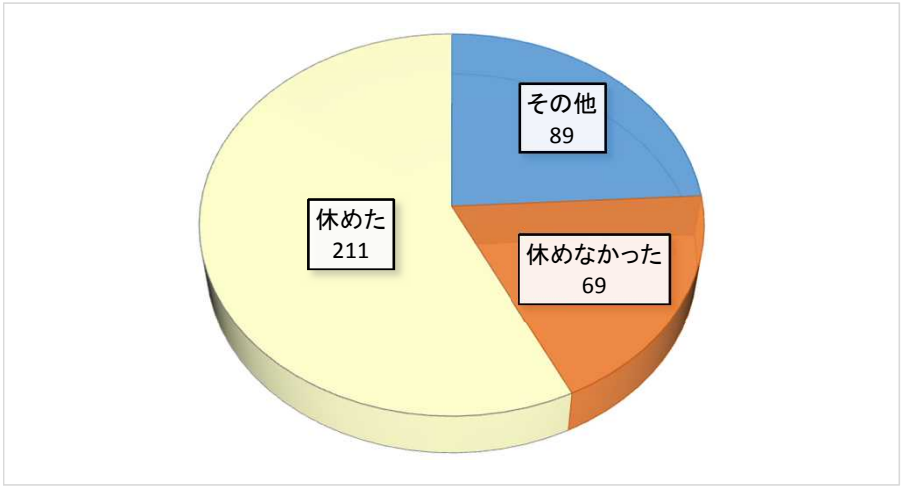
設問1.
　統一土曜閉所運動に伴い平成29年6月の第2土曜日（平成29年6月10日）に貴社は休めましたか。



設問2.
　統一土曜閉所運動に伴い平成29年11月の第2土曜日（平成29年11月11日）に貴社は休めましたか。



設問3.
　平成29年11月23日（勤労感謝の日）に貴社は休めましたか。



Ｖ．休日の確保について

「その他」の理由（主なもの）

〇会社規定による交替制のため
〇年末年始を除き年中無休のため
〇「統一土曜閉所運動」を知らなかった
〇「統一土曜閉所運動」に参加していない
〇各現場の状況によりさまざま
〇グループごとに土曜日の休みが異なるため
〇弊社に休日は不定期で年間所定休日で休日をとっている
〇隔週で休日を取っているため社員の半分は休んだ
〇土曜は交替制で各社員が年間１３日出勤する
〇会社年間カレンダーで休日ではない
〇公共工事の現場においては元請指導のもと休んだが、民間工事の現場については休めなかった

〇基本的には休務日であるが、工事工程により稼動した部署も一部ある
〇下請としての工事が殆どであり、元請により休めたり休めなかったりした
〇休めなかった者は振替休暇を取った
〇当番のため
〇変形労働時間制を採用しており、統一土曜閉所運動は導入できなかった
〇本社のみ休み
〇定休日が水曜、第１～第３木曜のため
〇毎月第2土曜日だけ出勤。他の土曜日は休日
〇日曜・祝日以外の休日は個人の都合に合わせて取得するシステムのため、休んだ者、休まなかった者それぞれである

〇足場工事部隊のみ稼動
〇当社は祝日は休みにしていない

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部
平成３０年度 活動方針

平成３０年６月１日
東北地方整備局
建設業法令遵守推進本部決定

平成１９年度に創設した建設業法令遵守推進本部（以下、推進本部）の活動については、建設業の法令遵守、特に元請下請間の契約手続きの適正化において一定の成果を遂げているところです。
しかしながら、依然として不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しており、更なる取組の充実が必要になっております。
ついては、平成３０年度における推進本部の活動方針を以下のとおりとし、建設業の法令遵守の更なる徹底を図るための活動を推進してまいります。

Ⅰ. 重点的な取組

社会保険加入対策の推進

社会保険加入対策の一環として、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況、法定福利費を尊重した契約締結及び支払いがなされているか等の状況について、次のとおり加入推進の周知徹底に努めます。

① 発注部局、関係機関との連携による確認及び指導
② 建設業許可、経営事項審査における確認及び指導
③ 立入検査等による確認及び指導

書面契約の周知徹底

元請・下請間の請負代金不払いに関する苦情・相談が全相談件数の４分の１を占め、それら相談の半分超は契約を書面で取り交わしていないことが要因となっています。

また、立入検査においても契約書の不備に関する指摘が多い現状であることから、立入検査や講習会等の機会を活用し、指導及び周知徹底に努めます。

Ⅱ. 継続的な取組

１．下請代金の支払手段に関する周知

平成２８年１２月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段について通達を見直したことを受け、国土交通省においても平成２９年３月に建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金の支払い手段に係る項目を追加したところです。

推進本部においては、立入検査や講習会等の機会を活用し周知徹底に努めます。

２．立入検査の実施

適正な請負契約及び施工体制の確保に向けて立入検査を実施します。

（１）検査対象

以下の建設業者に対して立入検査を行います。

① 元請下請間の取引の適正化に関する立入検査
- ○下請取引等実態調査(国土交通本省による調査)で指導項目があった業者
- ○過去に立入検査を実施し勧告・監督処分を行った業者
- ○建設業許可や経営事項審査において疑義がある業者
- ○低入札価格調査制度対象工事の受注業者　等

② 一括下請負等の建設業法違反に関する通報に基づく立入検査
- ○「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」に寄せられる通報等で建設業法違反の疑義がある業者
- ○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１１条の規定に基づき公共発注機関から通知があった業者　等

③ 東日本大震災の復旧・復興工事に係る建設業者への指導・監督
- ○被災３県で新たに大臣許可を取得した業者
- ○被災３県に営業所を新設した業者　等

（２）検査項目

立入検査では以下の項目について、指導・監督・周知を行います。

①「標準見積書」等の活用状況、法定福利費を尊重した契約締結・支払いの確認
②書面契約の周知徹底、法定項目記載の指導
③「安全衛生経費の確保に関する調査」の実施
④下請代金支払い期日の適正化

３．建設業法令遵守ガイドライン等の周知徹底

建設業法令遵守ガイドラインや、告示、通知の発出などによる建設業行政の動向について、立入検査や講習会等の機会を活用しその周知徹底に努めます。

４．「駆け込みホットライン」等の運用

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、それぞれ重要な情報収集等の窓口であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めます。

５．復旧・復興工事に係る法令遵守の推進

復旧・復興工事の適正な施工の確保を図るため、平成２４年１１月から被災３県及び関係機関と連携のうえ実施している東日本大震災被災地域における建設業法違反等に関する監視の取組及び啓発活動について、継続して推進します。

６．外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

外国人建設就労者受入事業者に対し、国土交通本省との連携を密にしながら、必要に応じ、立入検査を実施します。

７.「建設業取引適正化推進月間」（１１月）における活動

国土交通省及び都道府県が主催する「建設業取引適正化推進月間」において、関係機関と連携のうえ、集中的に法令遵守に関する活動を実施します。

① 建設業者を対象とした法令遵守の講習会の実施
② 立入検査の集中的な実施
③ 労働災害防止に関する説明会の実施

８.関係機関との連携等

（１）建設業者への指導・監督を効果的に行うため、県の建設業許可部局と、建設業法違反情報等について情報共有及び意見交換を行います。
（２）工事の円滑な実施に向け、業界団体等と積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守の更なる徹底を図ります。
（３）建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことから、警察部局との連携を密にし、暴力団排除に努めます。
（４）立入検査、講習会、研修会等の実施にあたっては、関係者の理解を深めるため、分かりやすいパンフレット等を活用して、周知活動に努めます。

Ⅲ．違反業者等への対応

立入検査等の結果、法令違反が確認された場合には、監督処分等を行います。